

令和5年7月14日

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス 御中

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク

代表理事 千葉 久

(北海道天塩郡豊富町字豊富西6条6丁目)

風力発電の真実を知る会

代表 佐々木 邦夫 (公印省略)

(石狩市花川東1条2丁目76)

道北の自然と再生エネルギーを考える会

代表 富樫 とも子 (公印省略)

(北海道天塩郡幌延町字下沼853番地1)

稚内そよ風の会

代表 平尾 護 (公印省略)

(稚内市緑5丁目38-2)

日本野鳥の会 道北支部

支部長 有田 智彦 (公印省略)

(北海道稚内市緑5丁目-27-8)

## 「(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業 計画段階環境方法書」に対する意見書

貴社が作成されました、「(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業 計画段階環境方法書」に対し、下記のとおり意見書を提出いたします。

### ■環境影響評価図書の縦覧

#### ・周知方法

環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、貴社のホームページに限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関のホームページ上での掲載など、関係者の協力を得て、より多くの人に周知するよう努力をすべきです。

#### ・閲覧方法

環境影響評価図書(以後アセス図書)の縦覧場所は一部土日にも開館している場所も含まれますが、多くの場所で土日閉館の役場に限られるため、道の駅や図書館などの土日にも開館している場所を縦覧場所に加えるべきです。配慮書では縦覧場所だった幌延町が対象から外れていました。天塩町の計画区域は幌延町の市街地から十分に視認できる位置にあるため、対象に加えるべきです。尚、垂直見込み角による景観の判断基準は球形で複数が立ち並ぶ風発にはあてはまりません。

アセス図書は依然としてダウンロードや印刷ができません。数百ページのアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的な方法ではありません。縦覧期間が過ぎてしまうと環境影響評価図書と整合して実態を確認することができません。アセス図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟齬がないかを地域住民等が精査可能なことが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民との合意形成を図るうえで不可欠です。そのため、縦覧期間後も地域の図書館などで、環境影響評価図書を常時閲覧可能にし、随時インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきです。幌延風力発電事業更新計画環境影響評価ではすべての図書がインターネット上で常時閲覧可能となっているため、その情報を貴社も有効に活用することが可能です。地域住民との合意形成を図るには、環境影響評価手続きにおける透明性と公平性の確保が不可欠です。また、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に対して事前に相談し紙媒体の図書を提供すべきです。

### ■風力発電機の設置対象

施設から500m以内の設置除外は騒音や健康被害の観点から近すぎるため2km以内とすべきです。

### ■調査全般

調査時期を季節だけでなく上中下旬など具体的な時期を示さないと特に鳥類の渡り調査などは適切な調査時期を逸する可能性があります。具体的な調査時期は方法書に対する意見を述べるために不可欠な情報です。これを踏まえて方法書を修正し再提出・再度意見を募集すべきです。

## ■騒音調査

計画事業全体的な区域の 1-2km 以内に多数の住居・施設が存在しますので、健康被害が出る恐れがあります。実際に稚内市川南風発周辺では 2 km 以内で健康被害の話が挙がっているため、予防原則を踏まえ住居から 2km 以内を計画事業区域から除外すべきです。加えて、計画事業区域に設定されている金浦原生花園と旭温泉を工事及び施設の稼働を対象とした騒音調査地点に加えるべきです。遠別川沿い計画事業区域から近い農家周辺も騒音調査地点に加えるべきです。

## ■景観調査

事業実施想定区域内と周辺には、天塩町運動公園、鏡沼公園、旭温泉、みさき台公園、茂初山別川公園、東山樹園などの景観地点を景観調査に追加すべきです。尚、景観資源は利尻山だけではなく、風景すべてが重要ですので 360 度をフォトモンタージュ調査の対象に評価すべきです。全体的に景観の眺望点の数が少なすぎますので、上記の地点を参考に眺望点として設定し調査・評価すべきです。フォトモンタージュの調査は視界が良好な日に限定して実施すべきです。

景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準には適応できません。この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまらないからです。景観調査地点に追加する基準として垂直見込み角 1 °C が用いられていますが、サロベツ湿原センターから 12km 離れた浜里風発は同センターからはっきりと視認できサロベツ湿原と砂丘林を含む雄大な何もない景観を現実として大きく損なっていますので、利用されている鉄塔の基準は参考になりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです（フォトモンタージュでは判断されていません）。また風車の景観的評価は人の考え方に大きく依存することが明らかになっています（道北で増える風力発電について考える（2021/12/12）講演内容より

<https://www.youtube.com/live/Hmam99vbH4w?feature=share>）。加えて、景観に対して敏感で影響を強く受ける自然保護団体や地元在住で日頃から風車を眺める場所に住む人や各種自然関連施設の利用客から意見を聞いて影響を判断することが必要です。

## ■人と自然のふれあいの場調査

植物や自然景観を楽しむ金浦原生花園と閑静な温泉地である旭温泉周辺は自然にふれあうための重要な場所であるため、調査対象とし事業区域から除外すべきです。

## ■植物

事業計画区域には保安林が含まれ、特に大沢地区には広大な保安林が含まれます。保安林は事業対象から除外し調査対象区域から除外すべきです。

## ■鳥類

全般的に1回当たりの調査日数・調査時間・時間帯を示すべきです。

### ・一般鳥類

日本海側の沿岸は日本と樺太を結ぶ小鳥類を中心とした鳥類の主要な渡り経路ですので、その実態を明らかにするためにレーダー調査により渡りの実態調査を行うべきです。

### ・希少猛禽類

1回の調査で3日間以上・6時間以上/1日実施すべきです。2営巣期の実施月を示すべきです。海ワシ類が利用するため冬季も毎月実施すべきです。

### ・渡り鳥

渡り鳥の渡り季節は限定されているため、どの種を対象にするか明示したうえで上中下旬の単位で示し、渡りの時期を逃さないよう1回で5日以上実施すべきです。

## ■累積的影響の評価

近隣には多くの風力発電施設が計画・稼働していますので、累積的影響を評価すべきです。

## ■地域協議会の設置と情報の公開

これらの環境影響評価の情報を地域の利害関係者が参加する開かれた場で共有し意見を述べることのできる協議会を作るべきです。

以上